

京都市告示第 246 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 10 月 20 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類                    市 道  
供用開始の期日                告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
桃山経 7 号線	伏見区桃山町中島町 20 番地地先から	旧	メートル 35.80	メートル 1.70
	同区桃山町因幡 15 番地の 1 地先まで	新	35.80	1.50 ~ 6.02

(建設局道路部道路明示課)